

## 令和6年度家庭へのHTTアクション促進業務委託企画提案募集要領

### 第1 件 名

令和6年度家庭へのHTTアクション促進業務委託

### 第2 目 的

仕様書「第2 目的」のとおり

### 第3 委託業務内容

仕様書「第5 委託内容」のとおり

### 第4 契約上限額

470,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※金額は、本事業委託一式の全費用とする。

### 第5 選定スケジュール

実施項目	実施時期・期間
公募・申込受付	令和6年3月29日（金曜日）から 令和6年4月5日（金曜日）10時まで
質疑受付	令和6年4月5日（金曜日）10時から 令和6年4月10日（水曜日）16時まで
質疑回答（電子メールにて一斉回答）	令和6年4月15日（月曜日）
提案書等受付	令和6年4月5日（金曜日）10時から 令和6年4月26日（金曜日）16時まで
審査会	令和6年5月9日（木曜日）
審査結果通知（予定）	令和6年5月13日（月曜日）

### 第6 企画提案の応募資格

応募する事業者は、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な体制を確保できる者であること。
- (2) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要項（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取り消しの期間中でないこと。
- (3) 次に掲げる個人又は団体でないこと。
  - ① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
  - ③ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
  - ④ 東京都契約関係暴力団等対策措置要項（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

### 第7 応募方法

応募者は、応募申請書1部（様式1）を令和6年4月5日（金曜日）10時までに「(1) 提出先」に提出してください。（必着）

(1) 提出先

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階  
公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター  
温暖化対策推進課 普及連携チーム  
TEL 03-5990-5064 MAIL cnt-fukyu@tokyokankyo.jp

(2) 提出方法

持参、郵送、メール添付のいずれかの方法

## 第8 質疑の受付と回答

(1) 質疑受付期間と回答

令和6年4月10日（水曜日）16時までに、質問票（様式2）により行ってください。質疑に対する回答は、令和6年4月15日（月曜日）に、応募者全員にメールにて通知します。

(2) 質問票の提出方法

電子メールにより提出してください。

【提出先メールアドレス】cnt-fukyu@tokyokankyo.jp

なお、本募集期間中における電話やファックスによる質問は、一切受け付けません。

## 第9 企画提案書等の提出について

企画審査会への応募を希望する場合、審査会に先立ち次の書類を提出してください。なお、本選考は業務適格者を選定するものであるため、具体的な作業は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施することとします。

### 1 提出書類

(1) 企画提案書等提出届（様式3）・・・・・・A4縦1枚 1部

所在地、会社名を記入するとともに代表者印を記載し押印してください。

(2) 会社概要書（様式4）・・・・・・A4縦1枚 5部

令和6年4月1日現在の状況を記載してください。

(3) 業務実績（様式5）・・・・・・A4縦1枚 5部

令和6年4月1日を起点として、過去5年の間の発注による受託実績を記載してください。（4件以内）

(4) 実施体制と配置予定担当者の経歴（様式6）・・・・・・A4縦1枚 5部

(5) 見積書（様式任意）・・・・・・15部（社名入り5部、社名無し10部）

ア 本委託業務に係る経費の合計金額をもって、見積金額としてください。

イ 見積書の宛名は、「公益財団法人 東京都環境公社 理事長」としてください。

ウ 見積書の様式は任意ですが、次の点について留意してください。

ア) 見積書には、企画の内容を実施する上で必要な経費を漏れなく正確に記載された経費内訳書を添付してください。内訳書がない場合は、当該見積書を無効とします。なお、経費内訳書を上回る金額の見積書の提出は認められないため、ご注意ください。

イ) 内訳書に出精値引きを記載しないでください。

(6) 応募事業者の会計決算書（貸借対照表・損益計算書）・・・・・・5部

対象年度は直近の2年間とする。

(7) 企画提案書・・・・・・15部（社名入り5部、社名無し10部）

提案書は原則としてA4版（横）、カラー刷り両面、30ページ以内とし、左上1箇所とじ

で作成してください。なお、作成にあたっては、下記の項目を必ず記載してください。また、イメージ図等を適切に記載し、提案内容がわかりやすく伝わるよう、工夫してください。

#### ア 全般

- 企画・運営に係る全体概要（基本方針、体制、スケジュール概要等）を示すこと。
- イ 広報媒体等を活用したH T Tの認知向上及び都民の行動変容の促進
  - 制作・実施時期が具体的であり、かつ事業者決定後、速やかに取り組めること。また、委託者の依頼に柔軟に対応すること。
  - 制作・展開する各コンテンツは、出演者や演出などを含めて、訴求するターゲットが明確であり、かつ実現可能なスケジュールが提案されていること。
  - 動画・CM放映について、ターゲットにふさわしい放映時期・時間が設定されていること。また、特定の時期・時間に集中して放映するなど、工夫がされていること。
  - 普及啓発ポスターについて、都民が注目するよう、工夫された掲載先、掲載時期が提案されていること。
  - 季節に応じたH T Tの認知向上や都民の行動変容につながるグッズ展開が計画されていること。
  - 制作した素材を活用した広報について、適切な重要業績評価指標（KPI）を設定し、効果検証できる内容となっていること。
  - 実施内容の効果を把握する時期が合理的に設定されていること。また、効果測定の手段、ターゲットが明確であること。

#### ウ 素材の内容

- 制作する動画・CMについて、H T Tの認知向上に資するとともに、広く都民の脱炭素社会に向けた行動変容を促す内容の提案がなされていること。
  - 普及啓発ポスターについて、都民が注目し、行動変容につながる工夫されたデザインが提案されていること。
  - 都民の行動変容を促すために、都民への体験・参加型の創意工夫を凝らした取組や、第三者からの情報発信等による気運醸成につなげるためのパブリシティの獲得に向けた工夫の提案がされていること。また、パブリシティに関しては単発的な活動ではなく、年間を通じた継続的な気運醸成を図れる内容となっていること。
  - イベント出展について、単なる展示に留まらず、来場者のH T Tに関する関心や共感を高めるための工夫がなされていること。
  - 制作するグッズのターゲットや考え方が明確であること。
- (8) 企画提案書の概要・・・15部（社名入り5部、社名無し10部）  
概要は原則A3版（横）、カラー刷り、2ページ以内としてください。

#### (9) 注意事項

企画提案書及び概要の「社名無し」については、貴社名の他に、印影、通称名、マスコットなど貴社を特定できるものを一切記載してはなりません。

#### 2 提出期間

令和6年4月5日（金曜日）10時から令和6年4月26日（金曜日）16時まで（必着）

#### 3 提出先

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階  
公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター  
温暖化対策推進課 普及連携チーム  
TEL 03-5990-5064 MAIL cnt-fukyu@tokyokankyo.jp

#### 4 提出方法

持参、郵送のいずれかの方法

なお、上記に加えて、提出書類一式をメールで提出すること。

#### 第10 審査会の実施

応募者に対し、次により審査会を実施します。

##### 1 実施日

令和6年5月9日（木曜日）

##### 2 形式

プレゼンテーション方式（審査委員に対し、企画を口頭でご説明頂きます。）

##### 【注意事項】

- ・プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づき行ってください。（審査会当日、審査委員に対して事前提出書類以外の資料を配布することはできません。）
- ・説明者は複数人であっても差し支えありませんが、当該業務を受託した際の責任者が中心となって行うものとします。
- ・各社の出席者は5名以内としてください。

##### 3 審査時間

25分程度（説明時間15分、質疑応答10分程度）

##### 4 審査項目

別紙「審査項目」の通り

##### 5 その他

審査会の日時、実施方法及び審査時間の詳細については、企画提案書等提出届（様式3）に記載の担当者宛てに別途通知します。

#### 第11 企画案の採用

##### 1 審査の結果、最優秀となった企画案を採用します。

ただし、次の二つの基準を満たさない場合においては、全ての企画案を採用しないことがあります。

- (1) 各審査項目において、全ての審査員の採点結果の平均が「2」以上であること。
- (2) 別紙「審査項目」の評価点を2倍にする審査項目について、全ての審査員の採点結果の平均が「3」以上であること。

##### 2 審査結果は、審査会終了後、全ての参加業者に文書で通知するとともに、結果を公表します。

##### 3 通知及び公表した審査結果以外の審査に関する情報については、回答いたしません。

#### 第12 附帯条件

##### 1 企画審査への参加に際して生じる費用は、全て応募者の負担とします。

##### 2 提出する企画提案は、1社につき1案とします。

##### 3 提出物は返却いたしません（採用者及び不採用者ともに同じ。）。

##### 4 応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。

##### 5 採用された企画提案の提出物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号））は委託者に帰属するものとします。なお、企画提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合には、当該著作物に係る一切の権利処理は、採用された応募者の費用及び責任において適正に処理してください。

- 6 本委託業務の契約については、最も評価の高い企画提案の応募者の見積額をもって契約締結します。契約締結に際し、公社は受託者と協議の上、予定経費内で提案内容の一部を修正することができるものとします。
- 7 審査経過等に関する問い合わせには応じないとともに、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けません。

### 第13 提出先及び問合せ先

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター  
温暖化対策推進課 普及連携チーム

担当：黒野

TEL 03-5990-5064

MAIL cnt-fukyu@tokyokankyo.jp